

愛媛県立図書館デジタルアーカイブ構築等業務委託プロポーザル実施要領

第1 目的

愛媛県立図書館では、貴重な地域資料等について、原資料の劣化に備え保存に努めるためデジタル化を推進している。

本業務では、藩政期から明治末年に至るまでの愛媛県政の足跡を示す重要な記録である「愛媛県行政資料（藩政期・明治期）」及びその他地域資料等の、目録データ及び画像データについて、デジタルアーカイブシステムで一般に広く提供できる環境の構築を行う。

本業務の実施に際し、専門的な知識を有し、最も優れている事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

第2 募集の内容

1 業務名

愛媛県立図書館デジタルアーカイブ構築等業務

2 業務内容等

別紙「愛媛県立図書館デジタルアーカイブ構築等業務委託仕様書」のとおり

3 業務機関

本業務に係る契約期間は、契約締結日から令和9年11月30日までとする。

なお、本業務に係るサービス利用期間は令和4年12月1日から令和9年11月30日とする。

4 見積上限額

1,088,384円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳 ・デジタルアーカイブシステム構築費

675,488円（消費税及び地方消費税を含む）

・デジタルアーカイブシステム使用料

412,896円（年額、消費税及び地方消費税を含む）

上限額を超える提案については選定しない。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県の令和2～4年度競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者又は企

画提案書提出期限（令和4年6月10日）までに登録を得る見込みであること。

- (3) 愛媛県から入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 経営状況において契約の履行に支障のないこと。

2 プロポーザル実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和4年5月18日（水）から令和4年6月1日（水）午後6時まで

(2) 配布方法

愛媛県立図書館のホームページからのダウンロードによるほか、下記6の担当窓口で配布する。

3 質問の受付及び回答

募集内容に関する質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

質問書（様式1）を、ファックスまたは電子メールにより提出すること。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

なお、送信後は、下記6の担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

(2) 質問書提出期限

令和4年5月27日（金）午後6時（必着）

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、電子メールにより随時回答を送付する。

質問内容及び回答内容は、参加申込書の提出があったすべての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

4 プロポーザル参加申込書の受付

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 参加申込者概要書（様式3）
- ウ 誓約書（様式4）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和4年6月1日（水）午後6時（必着）

(4) 提出方法

下記6の担当窓口へ持参又は郵送（書留）とする。

5 企画提案書等の受付

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書送付文

提出部数・・・1部

様式は任意とするが、様式6を鑑とすること。

イ 企画提案書

提出部数・・・9部（正本1部、副本8部）

原則A4版で作成すること。（別途フロー図などの添付は可）

ウ 見積書（様式任意）

提出部数・・・1部

提案に必要な一切の経費を含めること。

(2) 提出期限

令和4年6月10日（金）午後6時（必着）

(3) 提出方法

下記6の担当窓口へ持参又は郵送（書留）とする。

6 担当窓口及び受付

(1) 担当窓口

愛媛県立図書館 庶務担当

〒790-0007 愛媛県松山市堀之内

電話番号：089-941-1441

FAX番号：089-941-1454

電子メール：tosyokan@pref.ehime.lg.jp

(2) 受付

電話、配布及び持参の受付は、愛媛県立図書館の休館日以外の午前9時40分から午後6時までとする。(休館日は5月23日・30日・31日・6月6日・13日)

7 プロポーザルに係るスケジュール

項目	日程
実施要領等公表・配布	令和4年5月18日(水)～令和4年6月1日(水)
質問書提出期限	令和4年5月27日(金)
参加申込書提出期限	令和4年6月1日(水)
企画提案書提出期限	令和4年6月10日(金)
選定委員会(書面審査)	令和4年6月中旬(予定)
選定結果の通知・公表	令和4年6月下旬(予定)

8 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 言語等

プロポーザル及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとする。

(2) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となる。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の記載を行った場合

ウ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

オ 委託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

参加者は、複数の提案書の提出はできないものとする。

(5) 提出書類の変更、返還等

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き原則認めない。

また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(7) その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

ウ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を上記6の担当窓口へ持参または郵送（書留）により提出すること。

第4 選定に係る事項

1 選定方法

選定は、愛媛県立図書館が別途設置する選定委員会において行う。

なお、選定に当たっては、審査項目及び評価内容（別表）に基づき、書面審査により、提出書類の内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、総合評価が最も高い提案者1者を委託候補者として選定する。

2 選定委員会（書面審査）

令和4年6月中旬頃（予定）

3 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、評価の結果によって基準点を満たすときは当該提案者を委託候補者とする。

また、基準点に満たない場合又は提案者が無い場合は、再度公募を実施する。

4 選定結果の通知

選定結果は選定後、書面により通知するとともに、県ホームページで公表する。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

第5 契約に係る事項

1 契約の締結

審査結果に基づき、選定された委託候補者と提案に沿って契約内容についての協議、

調整を行った上で、契約を締結するものとする。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、選定された委託候補者が正当な理由もなく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった提案者を委託候補者とし、協議等を行う。

2 契約保証金

契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条までの規定による。

第 6 業務の継続が困難となった場合の措置について

契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は次のとおりとする。

1 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、愛媛県立図書館は契約の解除ができるものとする。この場合、愛媛県立図書館に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事案の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、愛媛県立図書館及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について双方が協議するものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の解除により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく愛媛県立図書館に提供することとする。